

## ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟原告団からの支援の訴え

石山 千津恵（ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟原告団世話人代表）

私は、ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟原告団世話人代表の石山千津恵と言います。

ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟は、平成26年9月29日に第一陣として19名の原告が大阪地方裁判所に提訴して始まりましたが、その後、追加提訴を重ね、今月の18日に行った第九陣8名の提訴により、原告の総数が130名を数えるまでになりました。

私は、昭和20年に天草の新和町大多尾というところで生まれました。父は巾着網の網元をしていましたので、子どもの頃から、水俣沖などでとった魚を毎日沢山食べて育ちました。

昭和52年に大阪に出てきて、泉南郡熊取町に住み、美容師として働いています。

私は、新和町にいた頃から、手足のしびれなどの症状がありましたが、原因が分からず、ずっと悩んでいました。平成25年に、天草にいる兄弟から、水俣病特措法の申請を受け付けていることを聞き、私も兄弟と一緒に申請しました。そうしたら、兄弟は特措法の一時金の対象となりましたが、私は一時金の対象外となりました。同じ不知火海の魚を食べてきたのに、私だけが認められなかったことが納得できず、原告に加わりました。

私のように、地元の熊本を離れた人は、地元で生活している人以上に、水俣病についての情報が伝わらず、救済が遅れています。自分の症状が水俣病によるものであることも分からず、長年苦しんでいる人が大勢いるのです。

特措法の申請も締め切られた今、水俣病の患者を救済するみちは裁判しかありません。私は、自分も含めて、救済されずに取り残されている水俣病の患者が一人でも多くこの裁判で救済されて欲しいと願っています。

そのためには、毎回の法廷を原告関係者でいっぱいにして、私達の救済を願う思いを裁判官に伝えることが必要です。そう考えて、私達原告は、出身地ごとに世話人を決めて他の原告に電話がけをするなどして、みんなで法廷傍聴に行くことに取り組んでいます。

でも、原告の力だけでは限りがありますので、毎回の裁判の前には、大阪市内の労働組合などを回って傍聴に来てくださるよう御願ひする取り組みもあわせて続けています。その中から、実際に裁判所まで足を運んでいただいた団体もあり、私達は大変励まされています。

裁判は、これから、証拠調べなど、大事な手続に入っていきます。どうか、全ての水俣病被害者の救済のため、私たちのノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟に、引き続き、皆様のご支援をくださいますよう、よろしく願いいたします。